

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
基本目標1 心豊かでたくましく生きる力を育む教育を実現します		基本目標1 心豊かで、たくましく、 <b>しなやかに</b> 生きる力を育む教育を実現します		
(1)就学前の教育・保育の充実	子育て支援の充実	(1)就学前の教育・保育の <b>量と質</b> の充実	子育て支援の充実	・地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおいて、保健師、保育士の相談と関係機関との連携共有を進め、妊娠期から就学まで、切れ目のない支援を実施する。
	子育て支援の充実		子育て支援の充実	・「米原市保育の指針」に基づき、質の高い教育・保育の提供に取組を進める。
	就学前教育・保育施設の充実		<b>【変更】</b> 就学前教育・保育の <b>量</b> の充実	・適正な集団規模で保育ができるよう施設整備を進めるほか、コロナ禍においても質の高い教育・保育の提供を行う。
			<b>【新規】</b> <b>就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進</b>	・幼児の小学校体験や小学校でのスタートカリキュラムにより、就学前教育と小学校教育との円滑な学びを進める。
(2)確かな学力の向上	基礎学力の向上	(2)確かな学力の向上	基礎学力の向上	・学力状況調査を分析し、ICTを用いた個別最適な基礎学力の向上を図る。 ・小学校3年生を対象にした、放課後補充教室(学びっこ事業)については継続する。
			<b>【新規】</b> <b>主体的・対話的で深い学びを旨とする授業づくり</b>	・習得、活用、探求などの学びの過程の工夫や、学ぶ意欲を高める取組を推進する。
	外国語教育・国際理解教育の推進		外国語教育・国際理解教育の推進	・英語科の教育課程特例校の成果を分析し、更に、英語教育の充実と国際理解教育を推進する。
	子どもたちの読書活動の推進		子どもの読書活動の推進	・「米原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供と、読書環境の整備・充実に努める。
	新しい教育課題に対応した取組 ※教育情報化の推進に変更		<b>【変更】</b> <b>教育情報化の推進</b>	・ICTを活用し、「一斉学習」「個別学習」「協働学習」での、児童生徒の学習への興味、関心を高める取組を進める。
			<b>【新規】</b> <b>小学校教育と中学校教育との連携の推進</b>	・小学校と中学校の連携を強化し、子どもたちがスムーズに中学校生活に適應できる取組を進める。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
(3)豊かな心の育成	道徳教育の推進	(3)豊かな心の育成	道徳教育の推進	・引き続き道徳科の授業を要として、学校の教育活動全体を通して道徳教育を行っていく。
	人権教育の推進		人権教育の推進	・「米原市人権施策基本方針」に基づき、就学前教育や学校教育において、人権を尊重する心と態度を育成する。
	キャリア教育の推進		キャリア教育の推進	・社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を目指していくためのキャリア教育を推進
	情報モラル教育の推進		情報モラル教育の推進	・安全に情報を活用するため、正しい理解と選択ができるようインターネットの教育を進める。
	地域における学校園間・世代間交流の推進		地域における学校園間・世代間交流の推進	・全小中学校で実施しているコミュニティスクールについて、ボランティアなどが児童生徒のために様々な活動に取り組まれることを通じて、子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成につなげる。
	子どもへの暴力防止の推進		【変更】 子ども等への暴力防止の推進	・「米原市要保護児童対策協議会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
(4)健やかな体の育成	学校における体育指導の充実	(4)健やかな体の育成	【変更】 学校における体育指導等の充実	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を分析し、体力、運動能力向上のための指導につなげる。
	健康教育の推進		健康教育の推進	・園児・児童・生徒の健康診断から、疾病などの早期発見・早期治療に努めるとともに、健康維持のための指導の充実を図る。
	基本的な生活習慣の形成		基本的な生活習慣の形成	・家庭における基本的な生活習慣の形成の支援や、学校・家庭・医療機関が連携し子どもの健康に関する意識の向上を図る。
	食育の推進		食育の推進	・食への意識向上のため、農業体験活動や給食参観、給食センターの施設見学等を実施する。
	給食の充実		給食の充実	・郷土料理や旬の食材や地場産物の使用などにより子どもたちの食への関心を高める。食物アレルギーについて適切に対応し、安心安全な食事を提供する。
	地域における野外遊び・スポーツ環境の確保		【削除】	基本目標2・施策2 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり、基本目標4・施策5の生涯スポーツの振興等で記載するため削除する
	子どもの健康増進プログラムの推進		【削除】	事業完了のため削除する。
	校外学習等への支援		【削除】	部活動の大会出場への支援などは継続する考えであるため、施策の方向から削除する。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
(5)地域の良さを生かした特色ある教育の推進	米原の自然・歴史を学ぶ機会の充実	(5)地域の良さを生かした特色ある教育の推進	米原の自然・歴史を学ぶ機会の充実	・学校の身近にある自然や歴史資源といった地域の宝ものを活用するほか、ふるさと3事業(伊吹山に登ろう、ふるさとを描こう、本を読もう)の実施と、社会科副読本「わたしたちの米原市」の電子版の有効活用を図る。
	環境学習の推進		環境学習の推進	・「やまのこ」「湖の子」「たんぼのこ」の各種体験学習を通じて、自然環境保全への意識を高め、郷土を愛する心を育む。
	地域人材の活用		地域人材の活用	・コミュニティスクールを通じて、地域人材の掘り起こしや活用を引き続き進める。
	ふるさとを愛し誇りに思う心の育成		ふるさとを愛し誇りに思う心の育成	・自然・歴史・文化に加え伝統産業への理解をを深める取組を行う。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
基本目標2 学校・家庭・地域が <del>つながり</del> 、協働して地域全体の教育力を高め <del>ます</del>		基本目標2 学校・家庭・地域が <del>つながり</del> 、協働して地域全体の教育力を高め、 <b>ふるさとを愛する人を育てます</b>		
(1)子育て支援と家庭の教育力の向上	家庭の教育力向上の支援	(1)子育て支援と家庭の教育力の向上	家庭の教育力向上の支援	・関係機関が相互に協力し、地域一体で取り組む体制を構築するとともに、家庭教育の効果的な手法を検討する。
	家庭支援推進保育事業の推進		家庭支援推進保育事業の推進	・基本的な生活習慣の定着について、家庭に対する支援を行うとともに、特に配慮や支援を必要とする乳幼児の家庭に対して、助言・指導を行う。
	親子のつながり・親子活動の充実		親子のつながり・親子活動の充実	・学校園における感染症対策を施した行事や研修会を実施 ・家庭教育力の向上や教育啓発事業への活動を支援する。
	PTA連絡協議会との連携		PTA連絡協議会との連携	・PTA連絡協議会の会員相互の研修やPTAの広報通じて、家庭教育の理解を深める取組を行う。 ・PTA連絡協議会の在り方についても検討を行う。
	子ども家庭支援ネットワーク事業の充実		<b>【変更】 要保護児童対策地域協議会の充実</b>	・子ども家庭支援ネットワークから要保護児童対策地域協議会へ名称変更 ・不登校・児童虐待等に対応する専門性の高い相談員のスキルアップを図る。
	インターネット・ゲーム・携帯電話等の適切な利用の推進		<b>【変更】 インターネット・ゲーム・スマートフォン等の適切な利用の推進</b>	・インターネット・ゲーム・スマートフォン等ルールづくりの推進や、適切な利用方法やネットトラブルについての啓発活動を進める。
(2)子どもの育ちを支えるコミュニティづくり	社会活動・体験活動等を通じた交流機会の充実	(2)子どもの育ちを支える <b>家庭・地域づくり</b>	社会活動・体験活動等を通じた交流機会の充実	・子どもたちが、ボランティア活動などの社会活動や自然文化に関わる体験活動などの交流機会の充実を図る。
	学校園と地域団体の連携		<b>【変更】 学校園と地域団体等の連携</b>	・地域学校協働本部事業を中心としたボランティアの募集、登録、照会、派遣の一貫したしくみづくりを推進する。
	地域における子育て支援活動・体験活動の充実		地域における子育て支援活動・体験活動の充実	・こども110番のおうち、子ども110番のくるま、8・3運動など地域での見守り活動の実施や、冒険遊び場など地域が主体となった体験活動の支援を行う。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
(3)青少年の健全育成	放課後児童の居場所づくり	(3)子どもや青少年の健全育成	【変更】 放課後等の子どもの居場所づくり	・放課後児童クラブについて、施設整備や受託団体の運営支援を実施するほか、民間事業者の参入を検討する。
	子ども会活動の支援		子ども会活動の支援	・子ども会育成連合等が実施する自然体験事業などを支援する。
			【新規】 ヤングケアラーの把握・支援	・ヤングケアラーについて、教職員と学校連携マネージャーが連携を図り、支援が必要な子どもの把握と必要な支援へつなげる取組を進める。
	青少年健全育成の推進		【変更】 青少年の健全育成の推進	・青少年育成市民会議が中心となり、地域ぐるみで見守り等の事業を進める。
	子ども・若者支援地域協議会活動の推進		子ども・若者支援地域協議会活動の推進	・若者自立ルーム「あおぞら」における相談・支援、重層的支援会議との連携をし、若者の自立支援に取り組む。
(4)学校支援活動や地域活動の担い手の確保	コミュニティ・スクール化の検討	(4)学校支援活動や地域活動の推進	【変更】 コミュニティ・スクールの推進	・コミュニティスクールにより、学校と地域住民等が力を合わせて、引き続き学校運営に取り組む。
	学校支援ボランティアの拡充		【変更】 学校を支援するボランティアの拡充	・コミュニティスクール、地域学校協働本部推進事業における、ボランティアの募集から派遣までの一貫した仕組みづくりを進め、事業の充実を図る。
	子どもの地域活動を支える担い手の確保		子どもの地域活動を支える担い手の確保	・冒険遊び場のプレイリーダーなど、子どもの地域での活動を見守る人材の確保を、地域と連携して取り組む。
	ジュニアリーダーの育成		ジュニアリーダーの育成	・子ども会育成連合会のジュニアリーダーの体験、学習活動等を支援し、若い世代を育成する。
(5)地域に開かれた学校園づくり	信頼される学校園づくりの推進	(5)地域との協働による学校園づくり	信頼される学校園づくりの推進	・保護者や地域の方々と構成する学校運営協議会等において、学校経営評価の実施と学校園運営の参加を促進する。
	地域連携に向けた学校園の環境・体制の整備		地域連携に向けた学校園の環境・体制の充実	・コミュニティ・スクールの実施により、地域と連携した学校づくりを進め、地域と協働して人材の確保に努め、地域人材を活用した授業を進める。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
基本目標3 一人一人が大切にされ、安全・安心で質の高い教育が受けられる環境をつくります		基本目標3 一人一人が大切にされ、安全・安心で質の高い教育が受けられる環境をつくります		
(1)多様なニーズに対応した教育の推進	学校における発達障がいのある子どもへの支援	(1)一人一人の特性に応じた教育の推進	学校における発達障がいのある子どもへの支援	・校内委員会の充実を含めた全校体制づくりを進めるとともに、研修による教職員の専門性向上を図り、計画的・効果的な支援を行う。
	特別支援教育の充実		特別支援教育の充実	・特別支援教育コーディネーターが中心となり、学校全体で特別支援教育の推進を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもがともに学べる教育を進める。
	子どもケアサポーターの派遣		子どもケアサポーターの派遣	・子どもケアサポーターの小中学校への派遣や専門性向上のための研修機会の充実を図る。
	日本語支援が必要な児童生徒の支援		【変更】 日本語支援が必要な外国籍の児童生徒の支援	・支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた通訳者の派遣や日本語指導の支援を行う。
	性的マイノリティの児童生徒の支援		性的マイノリティの児童生徒の支援	・性的マイノリティの児童生徒に対し、教員自身が意識を高める、校則の見直し、精神的フォローなど、きめ細やかな支援が行える体制整備を引き続き進める。
	幼児等を対象とした障がい福祉サービスの充実		幼児等を対象とした障がい福祉サービスの充実	・発達に心配のある就学前の子どもとその家族に、相談支援、児童発達支援などの障がい福祉サービスを実施する。
	就学前の特別支援保育の充実		就学前の特別支援保育の充実	・何らかの配慮を必要とする乳幼児について、一人一人の保育ニーズを把握し、個々の特性に応じた支援を行う。
			【新規】 新たな教育モデルについての研究	異年齢による学級編成で、子どもの個性を尊重しながら、自立と共生を学ぶ「イエナプラン教育」などを参考に、本市のモデルの構築に努める。
			【変更】 療育ネットワークの充実 ※(2)教育相談・教育支援の充実と学校支援体制の構築から変更	・発達支援センターが、乳幼児期から成人期までの一人一人の発達に応じ、保健・医療・福祉・教育・就労などの専門分野と協力して、総合的かつ継続的な相談・支援を行う。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
(2)教育相談・教育支援の充実 と学校支援体制の構築	就学指導・相談の充実	(2)教育相談・教育支援の充実 と学校支援体制の構築	就学指導・相談の充実	・心身の障がいのある子どもの支援について、早期からの教育相談や就学指導を実施する。
	不登校・非行・虐待等に対する支援の充実		【項目分割】 不登校・非行等に対する支援の充実	・教育支援センター「みのり」において、長期間学校に登校できない児童生徒について、別室登校や学校復帰に向け適切な学習や生活の指導・助言を行う。
	学校支援専門職員の配置		【項目分割】 児童虐待に対する支援の充実	・要保護児童対策地域協議会をはじめ関係機関が連携し、児童虐待の未然防止と早期対策に努める。
	いじめの防止等の取組		学校支援専門職員の配置	・子どもケアサポーター、スクールカウンセラーなど様々な専門職員の配置により、支援が必要な児童生徒への体制を強化する。
	就学・進学のための経済的支援		いじめの防止等の取組	・「米原市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、校内いじめ対策委員会を中心とした体制の強化と、関係機関等の連携により、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向け、総合的・組織的に取り組む。
	療育ネットワークの確立 ※(1)一人一人の特性に応じた教育の 推進へ変更		就学・進学の経済的支援	・中学入学時の保護者の負担軽減について検討を行うほか、給付型奨学金制度の更なる周知を図る。
			3(1)に移動	
			【新規】 子どもの貧困対策	・学校連携マネージャーと連携し、支援の必要な子どもを早期に発見し、必要な支援につなげる。 ・貧困状態にある子どもへの支援を社会全体の問題と捉え、学習・生活支援、療育支援を実施する。
	【新規】 特別な教育的支援が必要な子どもへの支援体制整備	・一人一人に応じた支援ができるよう、不登校、心身の発達など様々な課題や相談への対応や、スクールカウンセラーの配置により、不安や悩みを抱える子どもの支援体制を整備する。		

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
(3)安全・安心な教育環境の整備	子どもたちの安全の確保	(3)安全・安心な教育環境の整備	子どもたちの安全の確保	各種見守り事業、学校園での危機管理マニュアルの見直し、避難訓練等を引き続き実施する。
	通学の安全確保		通学等の安全確保	・グリーンベルトの整備や8・3運動の実施、スクールバスの運行により安全な通学環境を確保する。
	就学前教育・保育施設の整備		【統合】 就学前教育・保育施設、学校教育施設の整備・改修	・就学前教育・保育施設の整備や学校教育施設の整備については、優先順位の高いものから計画的に整備を行う。
	学校教育施設の整備・改修			
	給食関連施設の適正な維持管理		給食関連施設の適正な維持管理	・給食センター等の給食関連施設の定期的な保守点検等により、安全・安心でおいしい給食を提供する。
	【新規】 学習環境における感染症対策の実施	・就学前教育・保育施設や小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染および感染拡大のリスクを可能な限り低減し、運営を継続していく。		
(4)適切な教育環境の整備	通学区域の弾力的な対応	(4)適切な教育環境の推進	通学区域の弾力的な対応	・部活動等や本人・家庭の事情による通学先の変更について弾力的に対応する。
	適切な教育環境の整備		適切な教育環境の取組	・一人一人に応じたきめ細かな指導を行うなど、小規模校のメリットを生かした取組や、他の学校との交流事業を行う。
	35人学級の実施 ※事業完了のため項目削除		【削除】	
			【新規】 指導内容に対応した教材、備品の配備	・プログラミングソフトウェアなどの導入について、学校教育情報化推進計画に基づき進めていく。
(5)教職員の資質や指導力の向上	教職員の資質の向上	(5)質の高い教育環境の推進	教職員の指導力の向上	・教育・保育の質の向上に向け、学校園の課題解決を目指した指導体制、指導方法、分かりやすい授業づくりなどに関する実践研究を推進し教職員の指導力などの向上を図る。
	保育・教育研究・研修の充実		保育・教員の研究・研修の充実	・研究協議会などによる教職員や保育教諭等の専門性の向上を図る。
	新しい教育課題への対応		新しい教育課題への対応	・教育の情報化への対応や、主体的・対話的で深い学びの実現のための指導力の向上など、新しい教育課題への対応のため、教職員への情報提供と研修機会を充実する。
			【新規】 教職員の働き方改革の推進	・保育業務支援システムの活用や校務支援システムの導入により、教職員の働き方改革の推進を図る。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
基本目標4 生涯にわたって豊かに学び合い、いきいきと活動できる環境をつくります		基本目標4 生涯にわたって豊かに学び合い、いきいきと活動が <u>続けられる</u> 環境をつくります		
(1)生涯学習機会の充実	学びの場の提供	(1)生涯 <u>学び続けられる</u> 機会の充実	【新規】 講座の開催	・学びあいステーションなどで、様々な学びの提供を進めます。
	公民館活動の充実		【新規】 ルッチまちづくり大学の活用	・ルッチまちづくり大学において、市民の学ぶ意欲に応えられるような講義内容を検討します。
			【新規】 市民同士の学びの場の提供	・学習活動が新しい人とのつながりや地域活動のきっかけとなるよう、参加者の継続的な活動の支援等を行う。
			【新規】 生涯学習情報の発信	・市民の学びの機会を増やすよう、ホームページ等様々な媒体を活用した情報発信を行う。
(2)人権文化の確立	人権教育・人権啓発の推進	(2) <u>多様性の理解および</u> 人権文化の確立	人権教育・人権啓発の推進	・ハートフル・フォーラム、きらめき人権講座などを通じて、人権教育の啓発の推進や、研修、人権学習活動を支援する。
	人権教育の担い手の養成		人権教育の担い手の養成	・地域人権リーダー研修会やきらめき人権講座を開催し、地域で活動できるリーダーの育成を図る。
	人権に関する情報提供		人権に関する情報提供	・国や県と連携し、市民・地域団体・関係機関などに、人権に関する情報を提供を行う。
	多文化共生の推進		多文化共生の推進	・国際理解の推進、国際交流等を通じ異文化の理解を深める。学校や地域における多文化共生の取組を推進する。
	男女共同参画の推進		男女共同参画の推進	・男女共同参画社会の形成に向け、市民への情報・学習機会を提供を進める。
	いじめの防止等の取組(再掲)		いじめの防止等の取組(再掲)	・「米原市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、校内いじめ対策委員会を中心とした体制の強化し、関係機関等の連携により、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向け、総合的・組織的に取り組む。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
(3)地域で活躍する人材の育成	まちづくりの担い手の育成	(3)地域で活躍する人材の育成	まちづくりの担い手の育成	・ルッチまちづくり大学等により、あらゆる主体がつながり市民の力で地域をつくる取組を進める。
	学習成果の活用の仕組みづくり		学習成果の活用の仕組みづくり	・新規まなびサポーターの確保と、生涯学習まちづくり出前講座メニューの拡大やまなびサポーターの充実を図る。
	学習活動とまちづくり活動のマッチング		学習活動とまちづくり活動のマッチング	・生涯学習まちづくり出前講座の継続するほか、学習機会・学習情報を提供し市民の自主的な活動への支援を行う。
	男女共同参画社会づくりに向けて		男女共同参画社会づくりに向けて	・自治会における女性役員の参加割合の増加を図る。
	各分野における指導者や支援人材の確保		各分野における指導者や支援人材の確保	・スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、学びサポーター、観光ボランティアなど、各分野における指導者や支援人材の育成に取り組む。
(4)図書館を活用した読書活動の推進	子どもたちの読書環境の整備・充実	(4)読書を通じた学びの機会の提供	子どもたちの読書環境の整備・充実	・「米原市子ども読書活動推進計画」に基づき、毎月23日の「子ども読書の日」の啓発や読書活動の推進を図る。 ・子どもにとって親しみやすい学校図書館とするため、リニューアルを進めるほか、児童図書を選書においても学校司書と市立図書館司書の連携を行う。
	図書館利用の促進		図書館利用の促進	「米原市立図書館サービス基本計画」に基づき、市民の利用に役立て、市民の知る権利の保障を行っていく。 ・読書活動の推進では、読み聞かせや読書イベントなど、ボランティアと協力して進める。
	市民の自由な学習活動と課題解決の支援		【削除】	米原市立図書館サービス基本計画の基本目標に掲げており、その計画において進捗管理が可能なため項目を削除する。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
(5)生涯スポーツの振興	スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校部活動の連携	(5)生涯スポーツの振興	スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校部活動の連携	・学童期からスポーツに親しめる環境を整備する。 ・休日の部活動について、地域の指導者の力を借り、学校活動から地域活動への移行を図る。
	スポーツ発信拠点機関の設立		<b>【変更】</b> <u>(仮称)米原市スポーツ推進連絡協議会の設立</u>	「米原市スポーツ推進計画」に基づき、(仮称)米原市スポーツ推進連絡協議会の組織化を進める。
	競技スポーツの振興		<b>【統合】</b> 競技スポーツの振興	・選手、指導者の育成や世界大会・全国大会への出場選手を支援するほか、優秀な成績を収めた選手を顕彰する。
	スポーツ顕彰事業の推進			
	特色を生かしたスポーツの推進		特色を生かしたスポーツの推進	・国内トップリーグに参戦する地元チームの活躍を支援する。ジュニア選手の育成支援を行う。滋賀国民スポーツ大会のホッケー競技開催に向け、スポーツボランティアの定着、人材育成を図る
	地域スポーツの振興		地域スポーツの振興	・市内の総合型地域スポーツクラブが、地域スポーツ振興の促進に努められるよう活動の支援を行う。
	スポーツ活動等への支援		スポーツ活動等への支援	・生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、各種スポーツ団体への支援を行い、市民のスポーツの活性化を図る。
				<b>【新規】</b> <u>自然環境を生かしたスポーツの推進</u>
	健康づくりの推進	健康づくりの推進	・運動やスポーツを通じた健康づくりを進める。 ・スポーツ、健康、福祉との連携により、生活習慣予防や介護予防の取組を進める。	
(6)生涯学習環境やスポーツ環境の整備	社会教育施設の適切な維持管理	(6)生涯学習施設やスポーツ施設の活用・整備	社会教育施設の適切な維持管理	・生涯学習機能を核として交流の場づくりに向け、指定管理者の特色を生かしながら、施設の管理運営を行う。
	体育・スポーツ施設の整備		<b>【変更】</b> 体育・スポーツ施設の活用・整備	健康づくりや交流の場となるよう、体育施設環境を整備し、適正に維持管理を行う。
	国民体育大会滋賀県開催等に向けた環境整備		<b>【変更】</b> <u>国民スポーツ大会滋賀県開催等に向けた環境整備</u>	国民スポーツ大会開催に向け、県と連携しながら施設整備を進める。
	産学官の連携【削除】			市スポーツ推進計画において、事業所、企業、大学との連携を掲げており、その計画で進捗管理が可能のため項目を削除する。

第2期計画と第3期計画(素案)の施策の方向の対比表 (第5回教育振興基本計画審議会資料より)

資料2

第2期計画		第3期計画		取組内容など
施策	施策の方向	施策	施策の方向	
基本目標5 米原の自然・歴史・文化の保存・活用を進め、地域文化を育みます		基本目標5 米原の自然・歴史・文化の保存・活用を進め、地域文化を育みます		
(1)自然環境保全の意識向上	地域資源を生かした学習機会の創出	(1)持続可能な社会に向けた自然環境保全の意識向上	地域資源を生かした学習機会の創出	・地域資源を活用した観光に関する学習や農業体験などを通じて、観光資源や環境保全について学べる機会を創出する。
	食育を通じた自然環境保全意識の向上		食育を通じた自然環境保全意識の向上	・学校給食への活用などによる地産地消の推進により、郷土の自然環境を保全する意識を高める。
	スポーツイベントや社会活動を通じた自然環境保全意識の向上		【削除】	審議会から、スポーツイベントが環境保全意識の向上につながらないとの意見を受け、項目を削除
(2)市民の文化・芸術活動の促進	文化のまちづくりの推進	(2)市民の文化・芸術活動の促進	文化のまちづくりの推進	・芸術展覧会を開催し、市民作品を発表する機会を提供するとともに、市民の芸術・文化への関心を高める。
	文化施設の維持管理と運営		【統合】 文化施設の維持管理と運営	・文化施設を支えるボランティア組織の強化を図るとともに、市民が積極的に活用できる運営を推進する。
	文化施設のボランティア組織の育成		地域文化の担い手の育成	・市民主体の文化事業、文化活動の活性化を図り、地域文化創造の担い手となる個人や団体の育成を図る。
(3)歴史・文化財の保存と活用	歴史文化遺産の保存・継承・発信	(3)歴史・文化財の保存と積極的な活用	歴史文化遺産の保存・継承・発信	・文化財保存活用地域計画を策定し、文化財の保存や活用を図る。
	歴史文化遺産の発掘調査・資料調査の実施		歴史文化遺産の発掘調査・資料調査の実施	・歴史文化遺産の発掘調査や歴史資料調査を引き続き行う。
	文化財保護活動の充実		文化財保護活動の充実	・国や県、市指定文化財の維持管理、伝承、修理を行う団体などに継続的な支援を行う。
(4)歴史・文化に親しむ機会の充実	米原市の歴史・文化の理解促進	(4)歴史・文化に親しむ機会の充実	米原市の歴史・文化の理解促進	・歴史講座などの開催により、歴史・文化への共通理解を促す。「学校のまわりの宝物」を活用し、身近にある歴史・文化について理解を深める。
	資料館・歴史館の管理運営		資料館・歴史館の管理・運営	・伊吹山文化資料館をはじめ各資料館の管理運営を行うとともに、歴史、文化に親しむ機会を増やす。